



## 求人者・就職者のみなさまへ ～ハローワークからのお知らせ～

令和3年9月からハローワークインターネットサービスの機能がさらに充実し、オンラインで受けられるサービスが広がりました。

人材を採用したい事業主の方に対するサポートと、仕事をお探しの方に対する様々な就職活動の支援を、これまで以上に展開していきます。

ぜひ、ハローワークをご利用ください。

《お問い合わせ先》 ハローワーク中之条 ☎0279-75-2227

## 群馬県の最低賃金が改正されました 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金

項目別内容		1時間あたりの単価	発行日
群馬県最低賃金(地域別最低賃金)		865円	令和3年10月2日
特定 最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	946円	令和3年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	935円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	935円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	935円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方については、特定(産業別)最低賃金の摘要から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

### 《お問い合わせ先》

群馬県労働局労働基準部賃金室(☎027-896-4737)又は県内の最寄りの労働基準監督署  
群馬労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

## 納めた国民年金保険料は

### 全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和3年1月から令和3年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和3年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

令和3年10月2日から12月31日までの間に、令和3年に初めて国民年金保険料を納められた方へ、社会保険料控除証明書が2月上旬に送られます。（令和3年1月1日から令和3年10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に送付されています。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書に関するお問い合わせ

先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004

## 除雪機による死亡・重傷事故を防ごう！ ～正しく安全に使用してください～


昨冬は、豪雪や大寒波の影響などで、除雪機による死亡・重傷事故が直近の10年間で最も多く消費者庁へ通知されました（令和2年度の死亡事故件数は7件、重傷事故件数は5件）。

今冬も、新型コロナウイルス感染症の影響で除雪作業の担い手が不足し、比較的高齢の方や作業に慣れない方が作業をする地域も多くあると見込まれます。


除雪機は、取扱上の注意を守り、安全機能の無効化は絶対にやめましょう。使用に当たっては、周囲の環境に注意し、家族や近隣で声かけをしましょう。

消費者庁消費者安全課


**冬の省エネルギー**



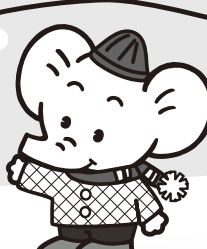
冬の室温は  
**20℃**  
を目安にね！



見てないテレビ  
や照明は  
**OFF!**



冬の冷蔵庫の  
温度設定は  
**「中・弱」!**



ぼくは安全エレちゃん



関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/>